

「ふじみ野市ペット霊園の設置の許可等に関する条例」の概要について

ふじみ野市内でペット霊園を設置
移動火葬車により市内でのペット火葬



平成31年7月1日から
市の許可が必要です！

【目的(第1条)】

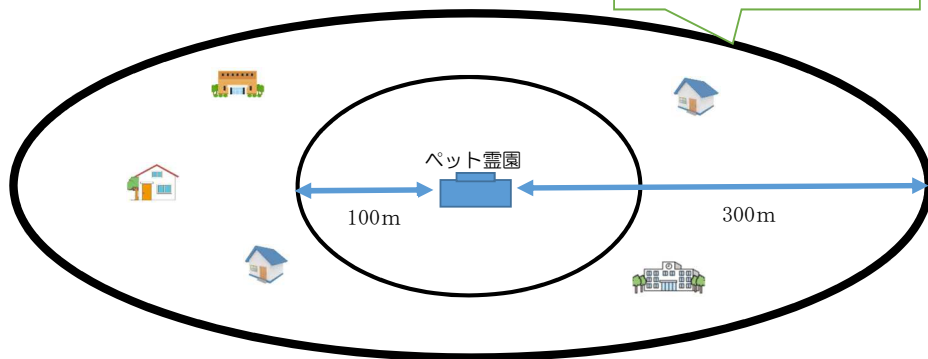
この条例は、ペット霊園の設置の許可及び管理の適正化等に関する事項を定めることにより、良好な住環境の保持及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

【設置者及び管理者の責務(第3条)】

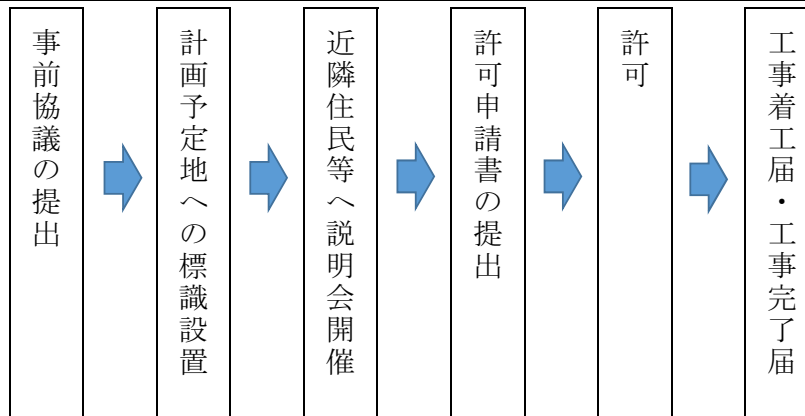
ペット霊園を設置し、又は管理する者（以下「設置者等」という。）及び移動火葬車によりペットの火葬を行う者（以下「移動火葬事業者」という。）は、周辺の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。

【説明会の開催(第7条)※説明会の範囲】

計画者が説明会を開催する
範囲(火葬場有)



◆ペット霊園の手続きの概要(第5条～第14条)◆



※1 標識の設置は説明会開催日の30日前までに行うこと。

※2 説明会開催は、開催する日の14日前までに近隣住民等に周知すること。

(説明会の対象者)

- ・設置予定地の隣接地の所有者若しくは使用者。
- ・設置予定地の境界からの距離が300m以内(火葬場を有しない場合は100m以内)に住所を有する者。

◆ペット霊園の設置場所等の主な基準(第11条～第12条)◆

設置場所の基準

- (1) 申請者が所有する土地であること。
- (2) 敷地(計画予定地)に隣接する土地を所有する全ての者から書面による同意を得ていること。
- (3) 敷地の境界から住宅、学校等との距離が300メートル(火葬場を有しない場合は、100メートル)以上離れていること。ただし、その区域の全ての世帯の世帯主及び学校等から設置について書面による同意を得たときは、この限りでない。

施設及び設置の基準

- (1) 緑地は、墓地の面積の100分の30以上とすること。
- (2) 自動車駐車場は、墓地の区画数及び納骨堂の収蔵可能数の合計数に10分の1を乗じて得た数に、火葬炉1基につき5を加えた数以上の台数分を設けること。
- (3) 火葬炉は、埼玉県生活環境保全条例に規定する廃棄物焼却炉の規模に適合していること。また、悪臭の発生を防止し、燃焼ガスを再燃させるための燃焼室を設けること。

詳細は、条例及び条例施行規則をご覧ください。

【問い合わせ先】 ふじみ野市市民活動推進部環境課

Tel 049-262-9021 (直通)